

# 様式１－１　NBRC微生物カクテル提供依頼書

|  |  |
| --- | --- |
|  | TEL: 0438-20-5763　　E-mail: mock@nite.go.jp |

**NBRC微生物カクテル提供依頼書**

　私（利用者）は、依頼日における最新の版の「NBRC微生物カクテルの提供と使用に関する同意書」の各条項に同意の上、下記のNBRC微生物カクテルの提供を依頼します。

↑

(同意の場合はチェックを入れてください。)　　　　　　　　　　　　　 　提供依頼日　　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **利用者** | 担当者名： | | 役職： | | |
| 責任者名： | | 役職： | | |
| 所属機関名： | | 部署名： | | |
| 住所：〒 | | 電話： | | |
|  | | |
| E-mail：　　　　　　　　　　　　　　＠  （メールマガジン「NBRCニュース」※１を配信させていただきます。不要な方はチェック→【配信不要】） | | | | |
| （上記と同じ）  **請求先詳細** | 担当者名： | | 役職： | | |
| 責任者名： | | 役職： | | |
| 所属機関名： | | 部署名： | | |
| 住所：〒 | | 電話： | | |
|  | | |
| E-mail：　　　　　　　　　　　　　　＠ | | | | |
| **必要書類** 見積書　必要な場合はチェックを入れてください。 | | | | | |
| 今後のサービスの向上のため以下のアンケートにご回答ください。（複数選択可）  【ご利用用途※２】該当する用途に必ずチェックを入れてください。  実験プロトコルの開発・比較・確認　試薬・装置の開発　試薬・装置の比較・確認　製品開発  製品の比較・確認　作業者/ラボ間の実験手技比較　製造工程における品質管理　実習・講習  受託試験サービス　基礎研究　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 【ご利用分野】該当する分野に必ずチェックを入れてください。  食品・飲料　医薬・医療機器　化学・農薬　化粧品･石けん　機械・電気製品  廃棄物処理・バイオレメディエーション　農林水産・肥料　建設・住宅　繊維・日用品  教育　試験研究サービス　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| **No.** | **製品番号** | **名称** | | **数量(セット・本)** |
| 1 | Cell-Mock-002 | 改良版NBRC微生物菌体カクテル  （5本入り/1セット） | | セット |
| 2 | DNA-Mock-002 | 改良版NBRC微生物DNAカクテル（1本入り） | | 本 |
| 3 | Cell-Mock-003 | NBRCヒト常在菌菌体カクテル（1本入り） | | 本 |
| 4 | DNA-Mock-003 | NBRCヒト常在菌DNAカクテル（1本入り） | | 本 |
| 通信欄: | | | | | |

# 様式1別添　NBRC微生物カクテルの提供と使用に関する同意書

# **NBRC微生物カクテルの提供と使用に関する同意書**

本同意書は、利用者が別添のNBRC微生物カクテル提供依頼書（以下「依頼書」という。）により、独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（以下「NBRC」という。）から提供を受けたNBRC微生物カクテルを利用するにあたり、相互の同意事項を定めるものである。

（定義）

第１条　本同意書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

一　NBRC微生物カクテルとは、次の各号をいう。

イ　菌体カクテル（細菌、放線菌、アーキア、糸状菌、酵母、微細藻類、ウイルス（バクテリオファージ）を混合したもの）

ロ　DNAカクテル（細菌、放線菌、アーキア、糸状菌、酵母、微細藻類、ウイルス（バクテリオファージ）から抽出したDNAを混合したもの）

ハ　改良版NBRC微生物菌体カクテル、改良版NBRC微生物DNAカクテル、NBRCヒト常在菌菌体カクテル及びNBRCヒト常在菌DNAカクテル

二　派生物とは、NBRC微生物カクテルの遺伝子発現又は代謝の結果として生じる生化学化合物をいう。これには遺伝の機能的な単位を有しないものも含む。

三　改変物とは、NBRC微生物カクテル又は派生物を利用して得られた、元とは異なる新たな特徴を有する物をいう。

四　複製物とは、NBRC微生物カクテル又は改変物の培養物をいう。

五　NBRC微生物カクテル等とは、NBRC微生物カクテル及びNBRC微生物カクテルから直接抽出して得られた全ての化合物並びにその派生物及び改変物を併せていう。

六　利用者とは、NBRC微生物カクテル提供依頼書に記載された利用者であって、当該依頼書に記載のNBRC微生物カクテルについてNBRCから提供を受け、同意書等に基づきNBRC微生物カクテル等を利用する者をいう。

七　非商業的利用とは、研究開発など利用段階では収益を得ない活動の範囲でNBRC微生物カクテル等を利用することをいう。

八　商業的利用とは、前号以外の場合であって、製造又は検査など収益を得ることを目的とした活動においてNBRC微生物カクテル等を利用することをいう。NBRC微生物カクテル等を利用して得られた成果を元にして知的財産権に係る出願を行う場合を含む。

九　同意書等とは、本同意書の規定及び提供されたNBRC微生物カクテルに付された個別の利用条件を併せていう。本同意書の規定と個別の利用条件の規定に齟齬がある場合は、個別の利用条件を原則優先する。

十　バイオセーフティレベル（以下「BSL」という。）とは、NBRCが定めた微生物の取扱い安全区分をいい、その区分は次のとおりとする。

イ　BSL1　ヒトに疾病を起こし、あるいは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないものであり、個体及び地域社会に対する危険度が無いもの

ロ　BSL1\*　BSL1のうち、日和見感染することが報告されているもの。ただし、BSL1\*でないことは日和見感染しないことを意味しない。

ハ　BSL2　ヒトあるいは動物に病原性を有するが、実験室職員、地域社会、家畜、環境等に対し、重大な災害とならないもの。また、実験室内で曝露されると重篤な感染を起こす可能性はあるが、有効な治療法、予防法があり、感染が拡散する可能性は低いもの。さらに、個体に対する危険度は中程度であり、地域社会に対する危険度は低いもの

（NBRC微生物カクテルの提供）

第２条　利用者は、NBRC微生物カクテルの提供を依頼する場合、依頼書に必要事項を記載し、提出しなければならない。

２　利用者は、提供を受けるにあたり、NBRCが指定する額の提供手数料及びその他指定する費用をNBRCに支払わなければならない。

３　NBRCは、前項に基づき受領した提供手数料及びその他指定する費用について正当な理由がある場合を除き、利用者に返還しない。

（NBRC微生物カクテルの発送）

第３条　NBRCは、原則として郵便で利用者宛にNBRC微生物カクテルの発送を行う。

２　利用者は、原則としてNBRC微生物カクテルの発送に係る費用を提供手数料とは別に負担する。

３　発送先が日本以外の国又は地域である場合、利用者は次の対応等を行う。

一　NBRC微生物カクテルの梱包に係る費用を提供手数料とは別に負担する。

二　郵便以外の方法を利用者が指定する場合、係る費用を負担する。

三　発送先の国又は地域への輸入・輸送に関する手続は、責任を持って行う。

四　NBRCが発送したNBRC微生物カクテルがNBRC側以外の事由等で利用者に届かなかった場合、NBRCに異議を申し立てない。

（NBRC微生物カクテル等の利用）

第４条　NBRC微生物カクテル等の利用に係る一切の責任は、依頼書に記載された利用者が負うものとする。

２　利用者は、提供されるNBRC微生物カクテルについて、NBRCが保有する当該NBRC微生物カクテルに係る知的財産権その他一切の権利が提供により利用者に譲渡されるものでないこと、また、同意書等に記載された範囲でNBRC微生物カクテルを利用・廃棄する権利以外は与えられるものでないことについて同意した上で利用する。

３　利用者は、NBRCから提供を受けたNBRC微生物カクテルから、複製物の作製を行ってはならない。また、本同意書に定めるもののほか、当該NBRC微生物カクテルについて別書面で指定された利用条件がある場合は、それに従いNBRC微生物カクテルを利用する。

４　利用者は、NBRC微生物カクテル等を医療行為に使用することはできない。また、人体に使用してはならない。NBRC微生物カクテル等が生物又は生体物質であり性質が変化すること、欠陥を持つ可能性や潜在的な危険性があることを認識し、知識と技術をもった者がNBRC微生物カクテルを適切に取り扱うための設備の整備や管理体制の構築等必要な措置をとらなければならない。

５　利用者は、BSL2に該当する微生物が含まれるNBRC微生物カクテルの利用に際して、感染防止のため次の各号の事項を遵守しなければならない。ただし、利用者の組織で別途定めがある場合は除く。

一　実験区域を限定した上で実験を行うこと。

二　エアゾール（飛沫）発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行うこと。

三　実験中は関係者以外の立入りを禁止すること。

四　実験に用いた器具及び培養物は実験終了後、滅菌処理をすること。

６　利用者は、NBRC微生物カクテル等を利用する国又は地域において適用される法令、諸規則、条例等を厳守しなければならない。

７　利用者は、NBRC微生物カクテル等を使用する際に、自らの費用と責任において、第三者の知的財産権等のいかなる権利も侵害しないように必要な一切の措置を講じなければならない。

８　利用者は、提供を受けたNBRC微生物カクテルについて、有償で第三者に提供又は分与を行ってはならない。また、同意書等の利用条件に違反しない限り、NBRC微生物カクテル等を第三者に利用させることができる。この場合、利用者は第三者に同意書等の内容を厳守させるものとし、第三者の利用に係る全ての責任を負うものとする。

９　利用者は、利用が終了した際に、NBRC微生物カクテル等をNBRCに断り無く廃棄することができる。

１０　利用者は、本同意書等に同意できない事由が発生した場合、また、同意書等に違反していることが明らかになった場合、速やかにその利用を中止するとともに、NBRC微生物カクテル等を廃棄し、その旨NBRCに報告しなければならない。

１１　利用者は、NBRC微生物カクテルの利用により得られた成果を公表する場合には、NBRCからNBRC微生物カクテルの提供を受けた旨を公表データに記載し、公表後にNBRCにその情報を通知しなければならない。

１２　利用者は、同意書等に基づいてNBRC微生物カクテルを商業的利用した場合は、実施後速やかにNBRCにその情報を通知しなければならない。ただし、事前にNBRCが認めた場合は、この限りでない。

１３　利用者は、NBRCからNBRC微生物カクテルの品質向上等を目的とした調査や、NBRC微生物カクテルの利用により得られた成果等の情報提供を求められた場合には、これに応じなければならない。

１４　利用者は、NBRCが利用者に通知することなくNBRC微生物カクテルの仕様変更を行うこと、あるいはその公開や提供を停止する場合があることに同意した上で、NBRC微生物カクテル等を利用しなければならない。

（情報の取扱い）

第５条　NBRCは、利用者から提出された第２条第１項に基づく依頼書及び書面の内容（個人情報、電話等で確認した内容を含む。）について、利用者の同意無くNBRCのサービス向上の目的以外には用いない。

２　前項に関わらず、NBRCは、条約、法令、諸規則、条例等に基づく開示請求があった場合若しくは報告義務が生じた場合又はその他NBRCが必要と判断する理由がある場合は、提供の内容（個人情報を含む。）について第三者に提供することができる。

（損害賠償責任の制限）

第６条　利用者は、NBRC微生物カクテル等の利用等一切の行為に起因し、又はこれに関連して利用者に何らかの損害が発生した場合において、NBRCの故意又は重過失に因るものでない限りNBRCが一切の責任を負わないこと、その他NBRCが責任を負う場合においても提供手数料に相当する額を限度とすることについて同意する。

２　NBRCは、提供したNBRC微生物カクテルの雑菌混入などの不具合について、原則として発送後60日以内に利用者から連絡を受け、その不具合がNBRCの責による場合、同一NBRC微生物カクテル又はそれに相当するNBRC微生物カクテルを1回に限り無償で利用者に送付する。

（準拠法及び同意管轄裁判所）

第７条　本同意書の準拠法は日本法とする。

２　NBRCと利用者は、本同意書に起因又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

（協議）

第８条　NBRCと利用者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈に生じた疑義については誠実に協議する。

（2023年1月）

**※１　メールマガジン「NBRCニュース」**

NBRCから偶数月の１日に配信しています。新たにご利用可能となった微生物株や微生物の取扱いに関する技術情報（保存法や培養法）、微生物あれこれ、などを連載し、現在微生物をお使いの方も、これから微生物を使おうとされる方にも役立つ情報を満載してお届けしています。

<https://www.nite.go.jp/nbrc/cultures/others/nbrcnews/nbrcnews.html>

**※２　ご利用用途**

|  |
| --- |
| **□実験プロトコルの開発・比較・確認**　：　実験プロトコルの開発や比較、確認のための利用  **□試薬・装置の開発**：　自組織における試薬・装置の開発のための利用  **□試薬・装置の比較・確認**：　試薬・装置の比較・確認のための利用（試薬・装置のユーザーとしての利用）  **□製品開発**　：　自組織における試薬・装置以外の製品開発のための利用  **□製品の比較・確認**　：　試薬・装置以外の製品の比較、確認のための利用（製品ユーザーとしての利用）  **□作業者/ラボ間の実験手技比較**　：　作業者やラボ間の実験手技を比較するための利用  **□製造工程における品質管理**　：　製造工程における製品等の品質管理のための利用  **□実習・講習**　：　大学や高校などの授業で行われる実習及び自治体や企業が開催する実習や講習での利用  **□受託試験サービス**　：　検査や試験などを請け負っている受託試験サービスでの利用  **□基礎研究**　：　以上のいずれにも該当しない基礎的な研究における使用 |